

## 千葉県地産地消推進店登録制度要領

### 1 目的

地産地消に賛同し市内産農畜産物を定期的かつ積極的に活用している店舗等を、千葉県地産地消推進店として登録し、認知度の向上と利用者の増加を支援することにより、市内産農畜産物の普及啓発と地産地消を推進する。

### 2 名称について

千葉県地産地消推進店の愛称を「千葉県つくたべ推進店」とする。「千葉県つくたべ」とは、「千葉県でつくって 千葉県でたべる」地産地消の活動のことであり、この「つくって」には「農畜産物をつくる人」と「料理をつくる人」の意味が込められている。

### 3 登録の区分及び要件

対象となる店舗等は、営業に必要な許可を受けているもので、別表に掲げるものとする。

#### (1) 区分・定義

##### ① 食べられる店

市内産農畜産物を使用したメニューを提供する飲食店

##### ② 買える店

市内産農畜産物やそれらを使用した加工品等を販売する店

##### ③ 流通サービス

市内産農畜産物を市内飲食店・小売店・消費者に流通させている事業者。

#### (2) 登録の要件

登録しようとする者は、別表に定める共通要件及び該当するいずれかの区分の要件を満たしていなければならない。

### 4 手続き

(1) 登録を受けようとする者は、登録申請書(様式第 1 号)及び推薦者による登録推薦書(様式第 2 号)を市長に提出するものとする。

(2) 千葉県は、申請書の提出を受けて登録を決定した際には、登録通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するとともに、登録証を交付する。

(3) 登録店は、申請の内容に変更があったとき、速やかに変更申請書(様式第 4 号)を市長に提出するものとする。

### 5 登録店の役割

(1) 登録店は、市内産農畜産物を積極的に使用し、地産地消の推進に努めるための取り組み

を行う。

- (2) 登録店は生産者の情報等を消費者に提供する。
- (3) 千葉市が進める地産地消の取り組みに協力する。
- (4) 登録証を見やすい場所に掲示し、登録制度のPRに努めるものとする。
- (5) 「千葉市つくたべ」の周知について協力するものとする。

## 6 千葉市における登録店への支援

- (1) 登録店をホームページ等に掲載しPRする。
- (2) 関係機関からの依頼に応じ登録情報を提供し、PRに努める。
- (3) 「千葉市つくたべプロジェクト」を普及するポスター等のPR資材を提供する。
- (4) 生産者との交流機会や生産物の情報を提供する。

## 7 登録の取り消し、取り下げ

- (1) 市内産農産物の利用をやめたときは、速やかに取り消し申請書(様式第6号)を提出しなければならない。
- (2) 登録の内容に虚偽があるとき及び市内産農産物の利用が確認できないときには登録を取り消すものとする。
- (3) 登録を取り消した場合は速やかに、申請者に登録取消通知書(様式第7号)により通知するとともに、ホームページ等から情報を削除する

## 8 「千葉市つくたべ」ロゴマークの使用について

- (1) 登録店は、市内産農畜産物を使用するメニュー等にロゴマークを使用することができる。
- (2) マークを使用する際は、使用基準に従い、消費者に誤解を与えることのないよう表示する。

## 9 事務局

登録及び本事業に関する事務は、経済農政局農政部農政課内で行う。

附 則

この要領は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月23日から施行する。

別表

区分	種類	要件
共通		①千葉市の進める地産地消に賛同すること。
食べられる店	飲食店	①市内産農畜産物を使用している。
		②市内産を使用していることを店頭やメニューに表示している。
		③登録する店舗(事業所)の所在地が千葉市内である。
買える店	共通	①市内産と消費者が認識できる情報を、商品または店頭に表示している。
		②登録する店舗(事業所)の所在地が千葉市内にある。
	農産物直売所	①主に市内産農畜産物及びそれらを主要な原材料とした加工品を取り扱っている。
	小売店	①市内産農畜産物もしくはそれらを主要な原材料とした加工品を取り扱っている。
	食品製造販売	①菓子・惣菜等を製造販売する者で、原材料に市内産農畜産物もしくはそれらを主要な原材料とした加工品を使用している。
流通サービス		①市内産農畜産物及びそれらを主要な原材料とした加工品を市内に流通させている。
		②取り扱う農畜産物や加工品の生産者及び特徴等の情報を取引先や消費者に提供している。